

第47号議案

幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和4年9月26日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会訓令第3号

文京区立幼稚園
文京区立小学校
文京区立中学校

幼稚園教育職員の旅費支給規程（平成十二年三月文京区教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和四年九月二十六日

文京区教育委員会

第十四条中「同第一項」を「同条第一項」に、「研修受講」を「研修（これに準ずる研修を含む。）の受講」に改め、同条第五号中「に掲げる用務に類する用務で」を「の用務のほか」に改め、「教育長が」の下に「特に必要があると」を加える。

付 則

この訓令は、令和四年十月一日から施行する。

幼稚園教育職員の旅費支給規程（平成十二年教育委員会訓令第三号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（研修受講のための旅費）</p> <p>第十三条 職員が文京区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が計画する研修（これに準ずる研修を含む。）の受講のため旅行する場合に支給する旅費は、別表第二のとおりとする。</p> <p>2 前項による旅費を支給することが適当でないと教育長が認めたものについては、別に教育長が旅費の種類及び額を定める。</p> <p>（健康診断受診等のための旅費）</p> <p>第十四条 職員が、次に掲げる用務のために旅行する場合には、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「<u>研修（これに準ずる研修を含む。）の受講</u>」とあるのは「健康診断受診等」と、別表第二中「研修」とあるのは「健康診断受診等」と読み替えるものとする。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 前各号<u>の用務のほか</u>、教育長が<u>特に必要があると</u>認めたもの <u>付 則（令和四年九月 日文京委訓令第 号）</u> <u>この訓令は、令和四年十月一日から施行する。</u></p>	<p>（研修受講のための旅費）</p> <p>第十三条 職員が文京区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が計画する研修（これに準ずる研修を含む。）の受講のため旅行する場合に支給する旅費は、別表第二のとおりとする。</p> <p>2 前項による旅費を支給することが適当でないと教育長が認めたものについては、別に教育長が旅費の種類及び額を定める。</p> <p>（健康診断受診等のための旅費）</p> <p>第十四条 職員が、次に掲げる用務のために旅行する場合には、前条の規定を準用する。この場合において、同第一項中「<u>研修受講</u>」とあるのは「健康診断受診等」と、別表第二中「研修」とあるのは「健康診断受診等」と読み替えるものとする。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 前各号<u>に掲げる用務に類する用務で</u>、教育長が認めたもの <u>（新設）</u></p>